

《平成 1 3 年度税制改正》

事業承継円滑化のための

相続税・贈与税の改正

平成 1 3 年 1 月

経済産業省 中小企業庁

はじめに

中小企業の事業承継のための相続税・贈与税の改正

平成13年度税制改正において、中小企業の事業承継の円滑化のために、相続税・贈与税について重要な改正が行われました。

本資料はそのポイントを説明したものです。内容は次の順になっています。

1．平成13年度改正の内容。

小規模宅地の課税の特例の拡充（80％減額の適用面積を2割拡大）

贈与税の基礎控除額の引き上げ（60万円→110万円）

2．平成11年度・12年度に講じられた事業承継円滑化のための措置。

3．相続税・贈与税に関する参考資料（税率構造、国際比較、納税・物納状況）

皆様の御参考にしていただければ幸いです。

《 目 次 》

1 . 平成 1 3 年度税制改正の結果

小規模宅地（特定事業用・特定居住用）の課税の特例の拡充 (1 ページ)

贈与税の基礎控除額の引上げ (5 ページ)

2 . これまでの改正経緯（平成11年度・12年度改正） (6 ページ)

「特定事業用の小規模宅地」の課税の特例の拡充（平成 1 1 年度改正）

「取引相場のない株式の評価方法」の見直し（平成 1 2 年度改正）

相続税延納の際の「延納利子税率の引き下げ」（平成 1 2 年度改正）

3 . 相続税・贈与税の参考資料

我が国の税率構造の比較（所得税（国税）と相続税、贈与税） (10 ページ)

相続税・贈与税の国際比較 (11 ページ)

相続税の物納状況 (15 ページ)

相続税・贈与税の課税状況（平成 1 0 年） (16 ページ)

1. 平成13年度税制改正の結果

平成13年度改正において、相続税における特定小規模宅地の特例を拡充するとともに、贈与税の基礎控除額を60万円から110万円へ約2倍に引き上げ（これに伴い住宅資金贈与の特例の限度額も300万円から550万円へ）、事業承継の円滑化、資産の有効活用に万全を期す。

(1) 特定小規模宅地（事業用・居住用）の特例の拡充

・平成13年度改正：

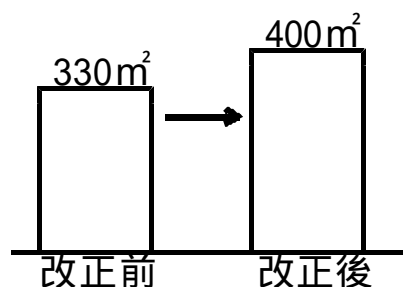
特定事業用宅地の課税の特例（80%減額）の適用対象面積を330m²から400m²に拡大

特定居住用宅地の課税の特例（80%減額）の適用対象面積を200m²から240m²に拡大

【改正の概要】

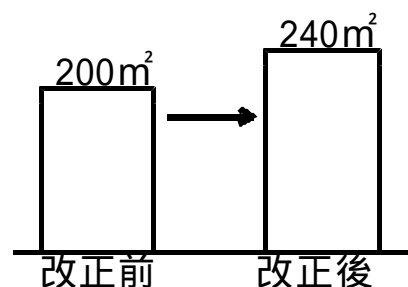
事業用宅地

8割非課税の適用対象面積



居住用宅地

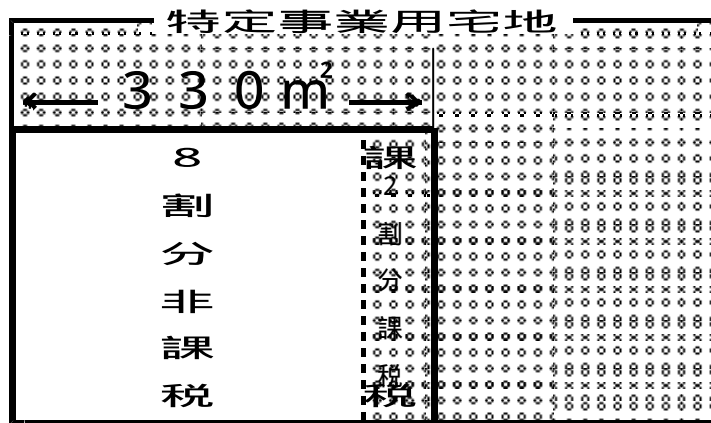
8割非課税の適用対象面積



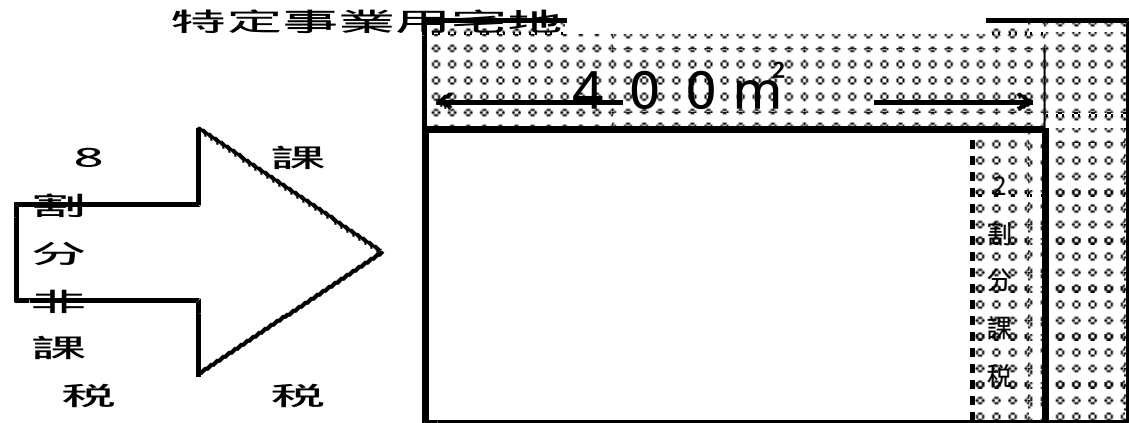
特定事業用・居住用の小規模宅地等の課税の特例

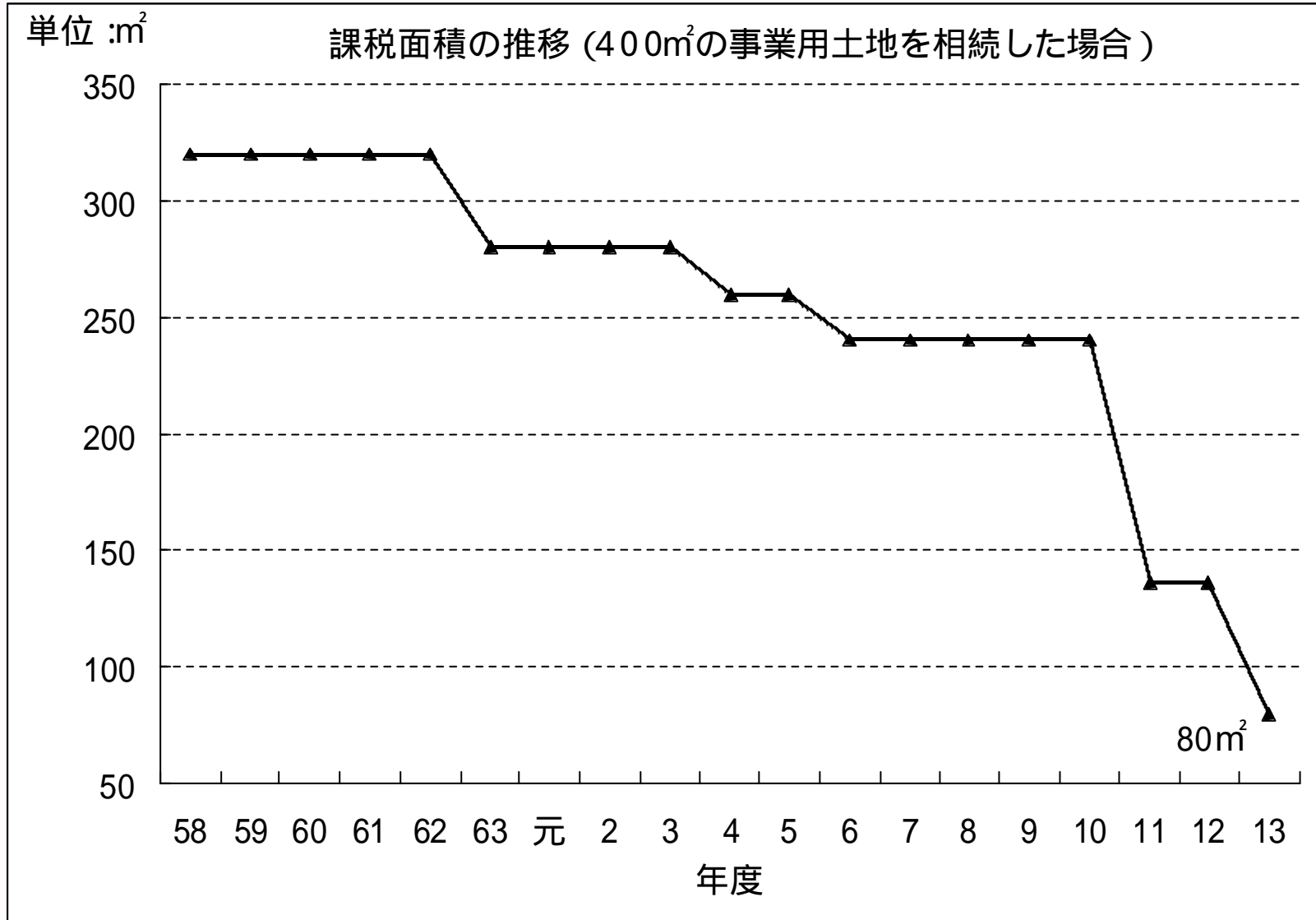
	昭和58年 (創設)	昭和63年	平成4年	平成6年	平成11年 (現行)	平成13年 (改正)
事業用	200㎡以下 40%	200㎡以下 60%	200㎡以下 70%	200㎡以下 80%	330㎡以下 80%	400㎡以下 80%
居住用	200㎡以下 30%	200㎡以下 50%	200㎡以下 60%	200㎡以下 80%	200㎡以下 80%	240㎡以下 80%

(改正前)



(改正後)





小規模宅地等の課税の特例について（事業用宅地と居住用宅地がある場合）

1. 現行制度

1回の相続について、

事業用宅地：330 m²を上限として80%減額

居住用宅地：200 m²を上限として80%減額

これらの特例措置を全面的に併用することはできず、いずれかを選択。

事業用宅地と居住用宅地とがある場合には、以下の範囲内で特例措置の適用が可能。

(右下のグラフの実線の△の内部)

事業用宅地面積 × 200/330 + 居住用宅地面積	200
事業用宅地面積	330

2. 今次拡充の効果

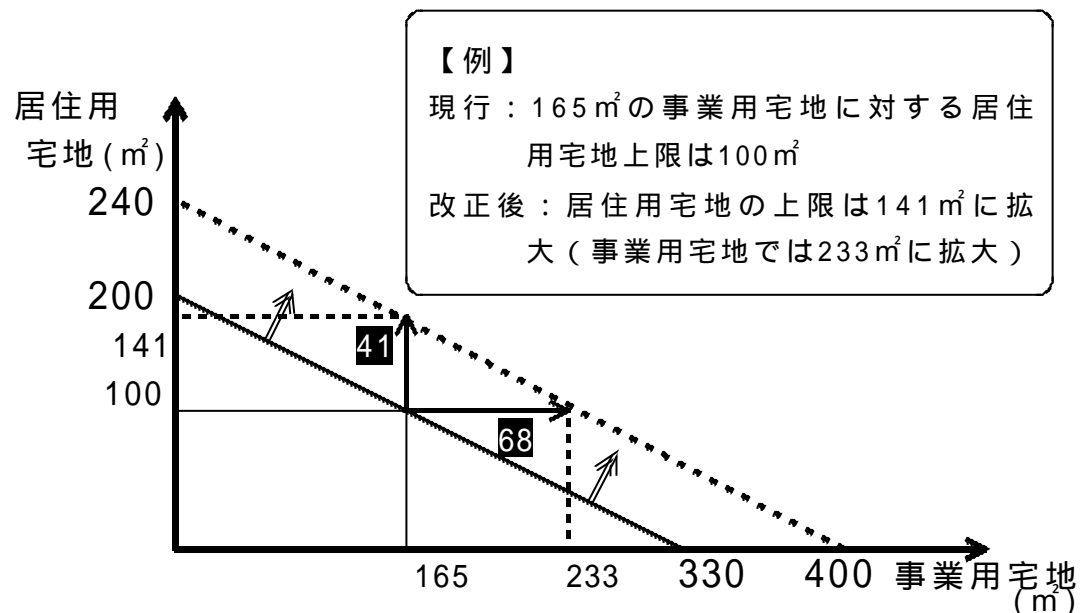
80%減額の対象となる宅地等の面積の上限を次のとおり引上げ。

事業用宅地：330 m² 400 m²

居住用宅地：200 m² 240 m²

双方を所有している場合の面積上限も、

右図のとおりそれぞれ拡大する。

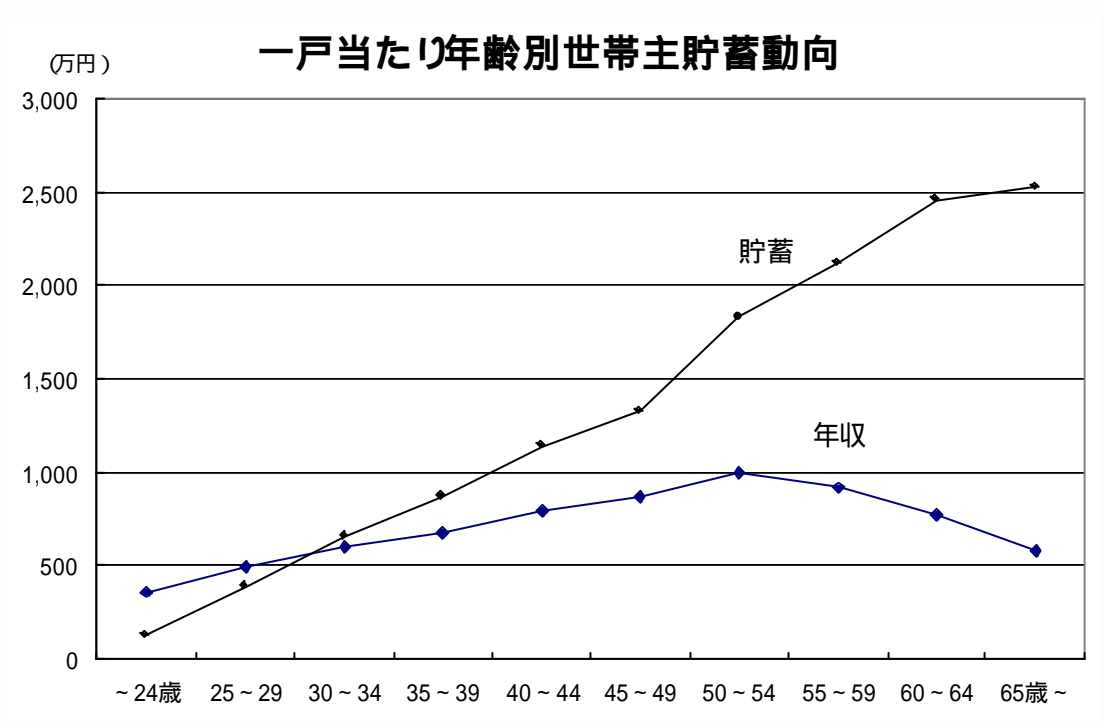
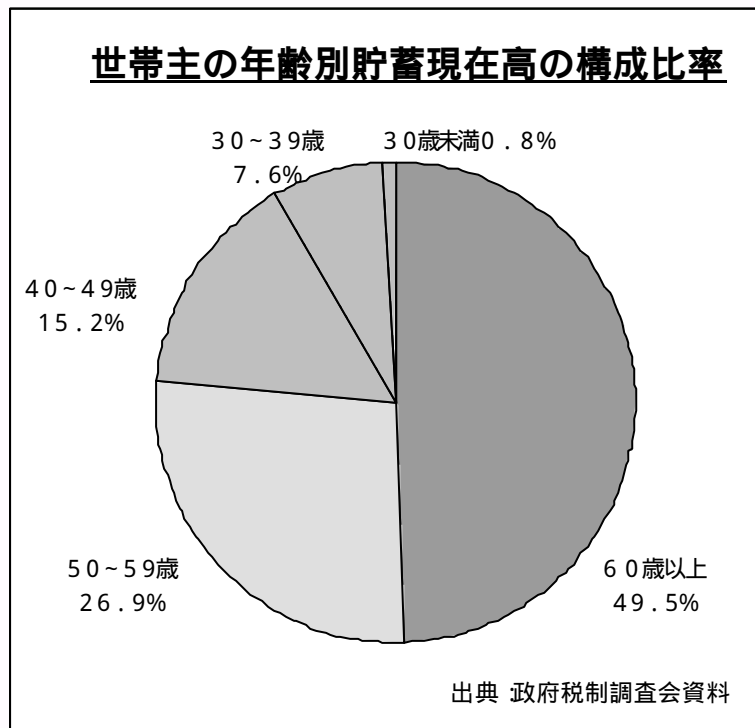


(2) 贈与税の基礎控除額の引上げ

昭和50年度以来、25年ぶりに、基礎控除額を引き上げ。貯蓄の多い高齢者から若年層への資産の移転・有効活用に向けた基盤を抜本的に整備。

【改正の概要】

基礎控除額の引上げ	現行 60万円	110万円
住宅資金贈与の特例の限度額	現行 300万円	550万円



2 . これまでの改正経緯

【平成11年度税制改正】

「特定事業用の小規模宅地等」の課税の特例の減額率引き上げ。

課税の特例（80%減額）の適用対象面積を200㎡から330㎡（百坪）へ拡大。

（ 前述 ）

【平成12年度税制改正】

取引相場のない株式の評価方法を昭和47年度以来28年ぶりに改正。

株式算定の方法について、「収益要因」の重視により「資産要因」の相対的なウェイト引き下げ。

会社規模に応じた減額率の引き上げ（一律0.7 0.5, 0.6, 0.7へ）

————→（ 参考 1 ）

相続税延納の際の「延納利子税率」の引き下げ（4.2%のものを2.2%へ等）

————→（ 参考 2 ）

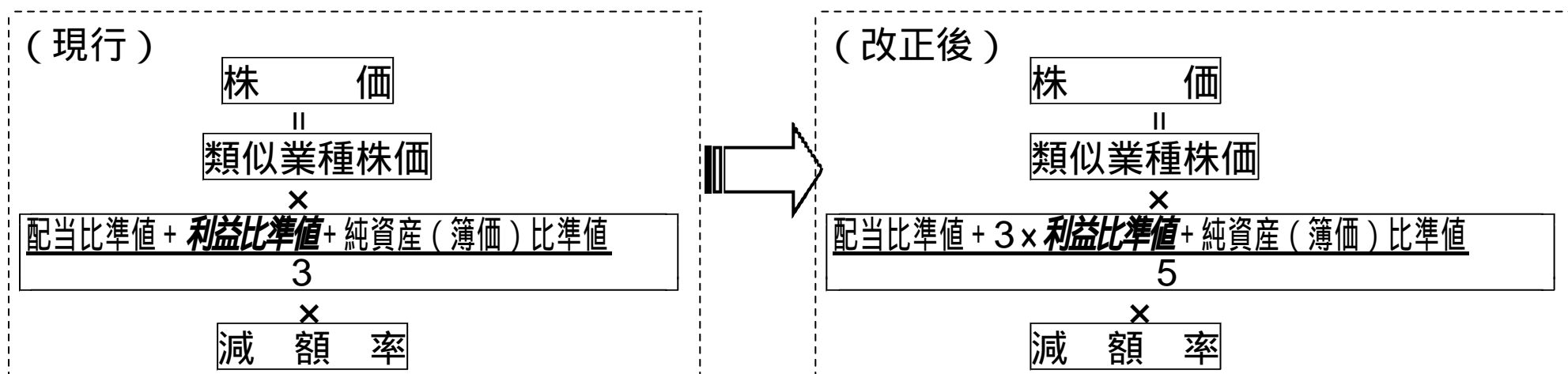
取引相場のない株式評価（平成12年度税制改正）

（参考 1）

取引相場のない株式の評価方法を昭和47年以来、28年ぶりに抜本改正。
これにより、収益性に乏しい中小企業の株価評価は軽減。

取引相場のない株式の評価方法の抜本の見直し

（1）株価算定方法の改正（「収益要因」の重視による「資産要因」のウェイト引下げ）



注) 比準値：対象会社と上場企業（標本）のそれぞれの一株当たりの値を比較した比率。

（2）減額率の引上げ

（現行）一律0.7

（改正後）大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5

取引相場のない株式に係る評価方法（概要）

(個人事業者)	取引相場のない株式					(大会社)	(上場企業)	
	(小会社)	(中 会 社)			(大会社)			(上場企業)
		小	中	大				
純資産価額	純資産価額	or	類似業種比準価額	【類】	【類】	【類】	類似業種比準価額	上場株価
事業用小規模宅地（330㎡まで）については、80%の評価減	50%	純資産価額	60%	【資】	75%	【資】	90%	
	50%		40%	25%	10%	【資】		

類似業種比準方式

【類似業種比準価額方式による株式の評価方法】

$$\text{評価額} = A \times \frac{b/B + 3 \times (c/C) + d/D}{5} \times \text{【減額率】}$$

【減額率】大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5

- A：類似業種の株価（上場会社の株価をベースに決定）
- b：評価会社の直前期末における一株当たりの配当金額
- c：評価会社の直前期末以前1年間における一株当たりの利益金額
- d：評価会社の直前期末における一株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）
- B：課税時期の属する年の類似業種の一株当たりの配当金額
- C：課税時期の属する年の類似業種の一株当たりの年利益金額
- D：課税時期の属する年の類似業種の一株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

純資産価額方式

$$[\text{総資産価額} - \text{負債の合計} - (\text{相続税評価}^{\wedge} - \text{純資産価額} - \text{簿価}^{\wedge} - \text{純資産価額}) \times \text{清算所得税率} (42\%)]$$

相続税延納の際の利子税の引下げ（平成12年度税制改正）（参考2）

	平成11年12月まで	平成12年1～3月	平成12年4月以降
不動産・株式等の割合が75%以上	4.2%	2.5%	2.2%
不動産・株式等の割合が50%以上	5.4%	3.3%	2.2%
不動産・株式等の割合が50%未満	6.6%	4.0%	3.6%

約100,000人の既存延納者にも適用(累積延納額1兆5,000億円)。

新規延納者は毎年10,000人以上(延納申請額4,000億円程度)。

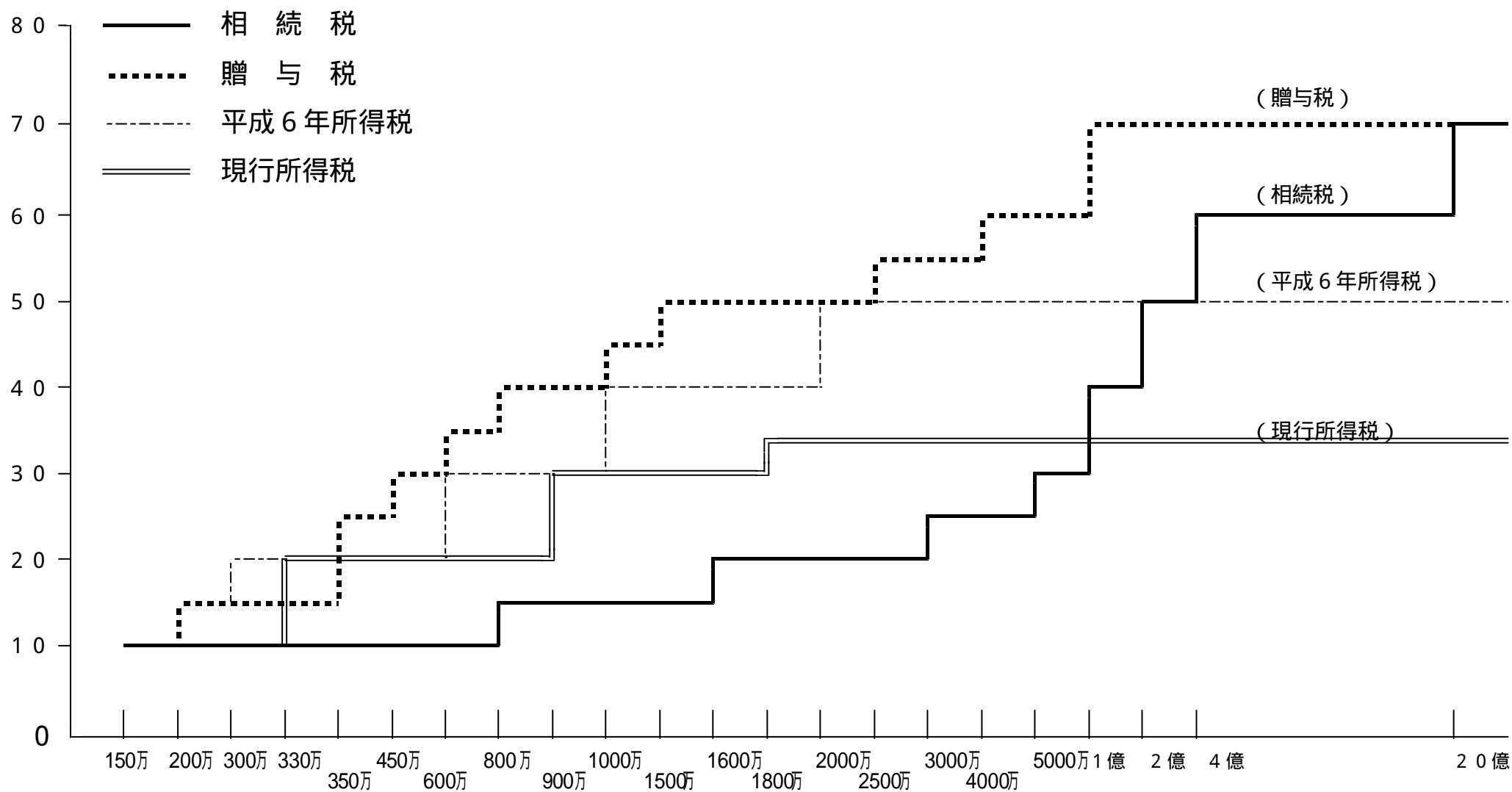
利子税の引下げにより、延納期間が長い場合には、利子税負担が相当程度軽減。

(相続税の延納金額1億円、延納期間20年の場合 利子税合計4410万円 2310万円)

3. 相続税・贈与税の参考資料

我が国の税率構造の比較（所得税（国税）と相続税、贈与税）

【税率：％】



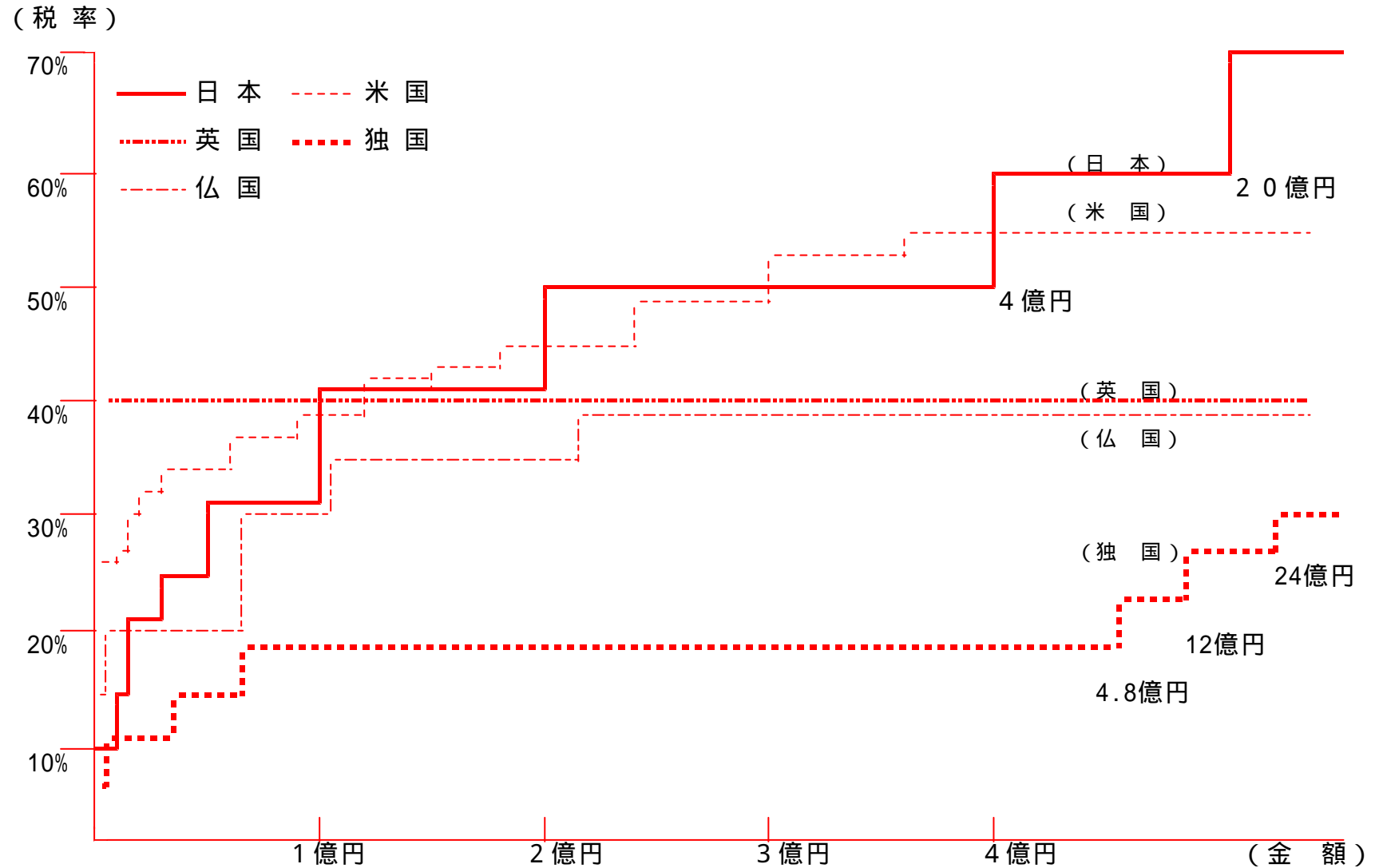
相続税の国際比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
課税方式	遺産取得課税方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税法式	遺産取得課税方式
課税最低限 (配偶者と子2人) (子2人)	8,000万円 7,000万円	1億3,375万円 6,688万円	6,665万円 3,332万円	7,680万円 3,840万円	1,680万円 840万円
最低税率	10% (800万円以下)	18% (107万円以下)	40%	7% (480万円以下)	5% (70万円以下)
最高税率	70% (20億円超)	55% (3億2,100万円超)		30% (24億円超)	40% (1億5,680万円超)
税率の区分数	9	17	1	7	7
相続税収が国税収入 に占める割合	3.9%	2.2%	0.7%	0.7%	2.1%

(注1) 1ドル = 107円、1ポンド = 155円、1マルク = 48円、1フラン = 14円 (2000年9月1日現在)

(注2) ドイツの税率は、第1階級(配偶者及び子女)の税率、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。

相続税の税率構造の各国比較（日、米、英、独、仏）



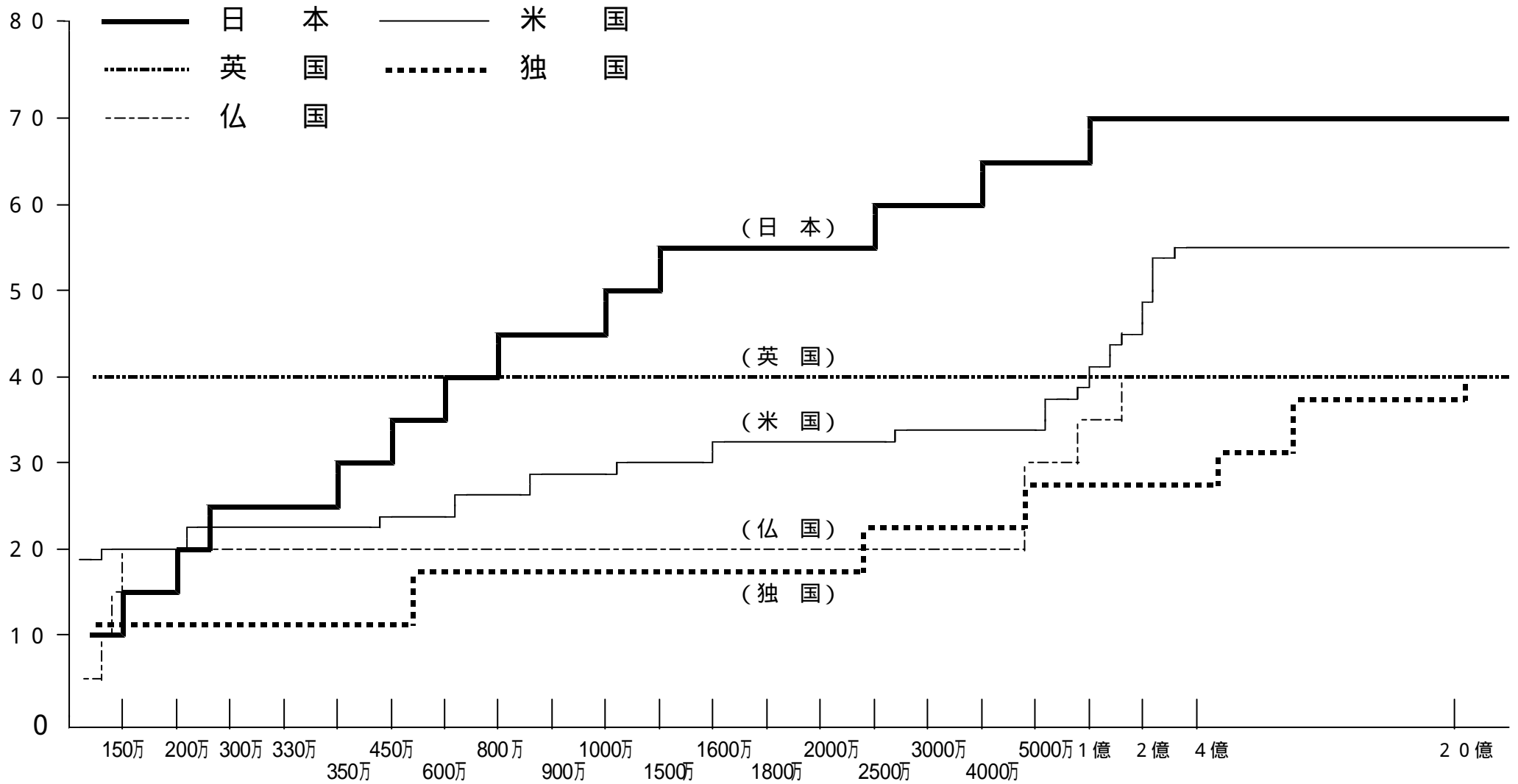
贈与税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課税方式	遺産取得課税方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税者	受贈者	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
最低税率	10% (150万円以下)	18% (107万円以下)	40%	12% (480万円以下)	5% (70万円以下)
最高税率	70% (1億円超)	55% (3億2,200万円超)		40% (24億円超)	40% (1億5,680万円超)
税率の刻み数	13	17	1	7	7
基礎控除額	年間60万円	年間1万ドル (107万円) 生前贈与にのみ 適用	年間3千ポンド (約50万円) 配偶者への贈与 は全て非課税 生前贈与にのみ 適用	配偶者60万マルク (2,880万円) 子40万マルク (1,920万円) 孫10万マルク (480万円) 10年分の累積 額からの控除	配偶者50万フラン (700万円) 子30万フラン (420万円) 10年分の累積 額からの控除

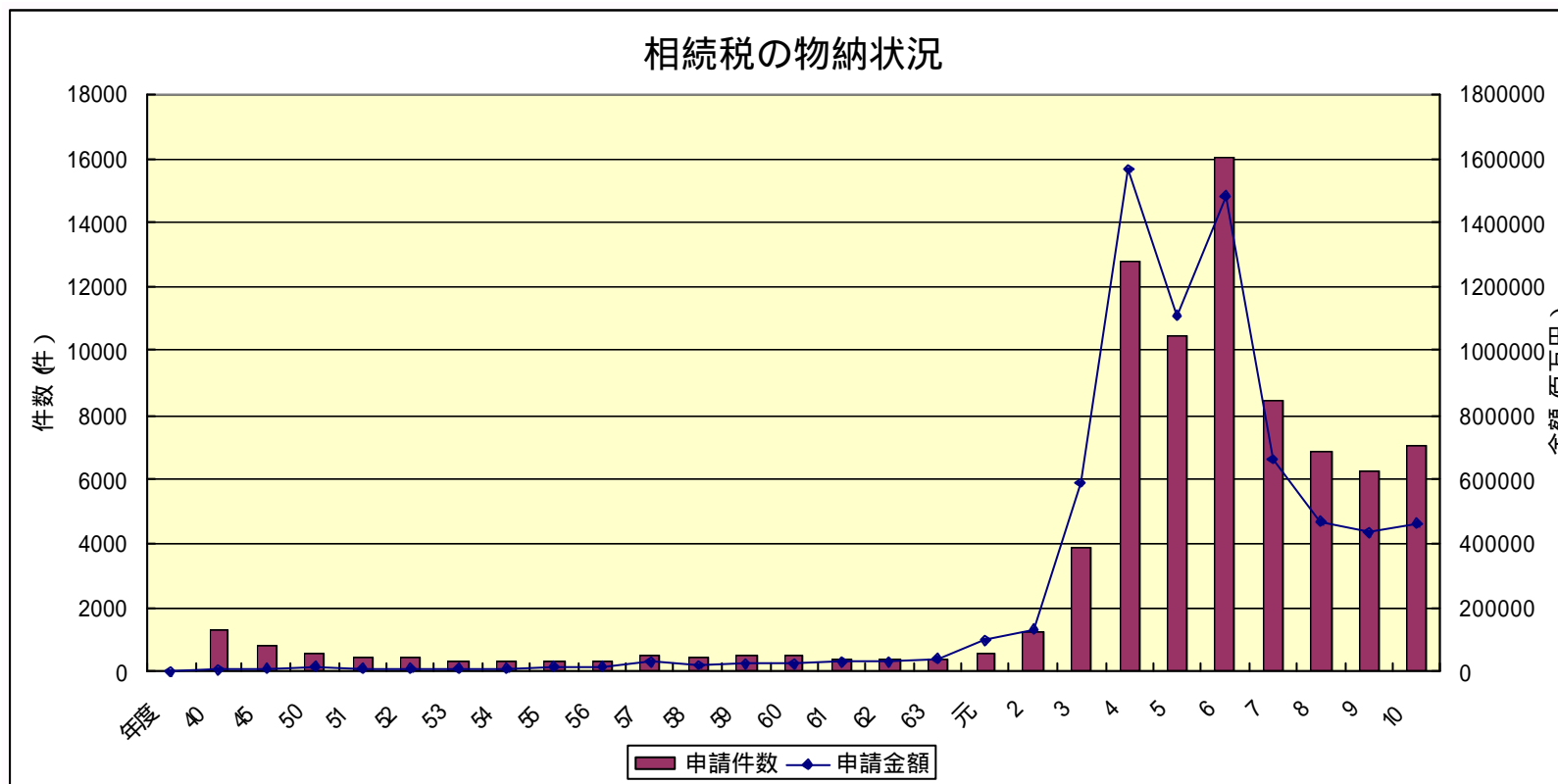
(注) 1ドル = 107円、1ポンド = 155円、1マルク = 48円、1フラン = 14円として換算した。(2000年9月1日)

贈与税の税率構造の各国比較（日、米、英、独、仏）

【税率：％】



相続税の物納状況



物納の申請件数と申請金額

昭和60年度 489件、256億円

平成10年度 7,076件、4,610億円

相続税の課税状況（平成 10 年）

課税価格階級別	被相続人数	課税価額	相続税納付税額	法定相続人数
合計	49,526 人	13 兆 2,165 億円	1 兆 6,837 億円	178,574 人
1 億円以下	7,984 人	6,783 億円	97 億円	19,089 人
1 億円～ 2 億円	22,425 人	3 兆 1,589 億円	1,197 億円	80,668 人
2 億円～ 5 億円	13,993 人	4 兆 1,995 億円	4,268 億円	56,573 人
5 億円～ 10 億円	3,553 人	2 兆 4,161 億円	4,308 億円	15,124 人
10 億円～ 20 億円	1,189 人	1 兆 5,626 億円	3,523 億円	5,327 人
20 億円以上	382 人	1 兆 2,011 億円	3,444 億円	1,793 人

資料：国税庁統計年報書（平成 10 年度版）

（注）相続税額の算出：

まず、課税遺産総額（課税価格 - 基礎控除）を法定相続分で分割し、それぞれの法定相続分に税率を掛ける。

こうして算出した各法定相続人の仮の税額を合計し、その総額を実際の取得割合で按分して、各人の納付税額を算出。

贈与税の課税状況（平成10年）

取得財産額別	人員	取得財産価額	贈与税納付税額
合 計	455,232人	1兆3,010億円	1 1 6 4 億円
100万円以下	173,018人	1,326億円	2 9 億円
100～200万円	108,904人	1,655億円	9 6 億円
200～400万円	109,468人	3,031億円	2 0 4 億円
400～1千万円	41,664人	2,678億円	3 6 3 億円
1千～3千万円	21,572人	3,717億円	2 1 6 億円
3千万円以上	606人	603億円	2 5 7 億円

資料：国税庁統計年報書（平成10年度版）

